

公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 1 月 7 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北海道渡島総合振興局長

(2) 住所 北海道函館市美原 4 丁目 6-16

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 北海道北斗市茂辺地地先

(付図のとおり)

(2) 期間 令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 3 月 10 日まで

3 水路測量の実施方法

G N S S による測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる。

区域図

